

キラリンピック競技種目表

【別表1】

○ 陸上競技

	種 目	障 害 区 分	備 考 (参加条件等)
競走競技	50mチャレンジ (注1)	すべての障害区分	最後まで走りきることを目標とし、補助具の使用及び伴走者の有無を問わない。
	50m走 (注2)		
	100m走 (注2)		
	800m走 (注3)	知的障害・精神障害	男子 5分00秒以内 女子 6分00秒以内
	1500m走 (注3)	肢1 (1~3) 肢2 (11~15) 肢3 (19, 21, 22) 視覚障害・聴覚障害 知的障害・精神障害 内部障害 (28)	男子 10分00秒以内 女子 12分00秒以内
	スラローム	肢2 (10~12) 肢3 (16~19) 肢4 (23)	
投てき競技	ソフトボール投 ジャベリックスロー	すべての障害区分	
	ビーンバッグ投	肢2 (10, 11) 肢3 (16, 17) 肢4 (23)	
	立幅跳 (注2・5)	肢1 (1~7, 9) 肢3 (21, 22) 視覚障害・聴覚障害 知的障害・精神障害 内部障害 (28)	40cm以上の跳躍が出来る者
跳躍競技	走幅跳 (注2・5)	肢1 (1~5, 9) 肢3 (21, 22) 視覚障害・聴覚障害 知的障害・精神障害 内部障害 (28)	150cm以上の跳躍が出来る者

- (注1) 50mチャレンジにエントリーする者は、他の競走競技には出場できない。(跳躍・投てき競技は可)
 (注2) 50mと100m、立幅跳と走幅跳、ジャベリックスローとソフトボール投の重複エントリーを認める。
 (注3) 800mと1500mは、大会運営上、備考欄に記載の記録を達成した者とする。
 (注4) リレーの1チームの編成は、男女混合でもよい。また、同一市町でチームが編成できない場合には、複数の市町の混成チームの出場を認める。
 (注5) 跳躍競技は、ケガを防止するため、着地地点で砂場に届く距離(備考欄参照)を跳べる者とする。

○ 水 泳

25mチャレンジ (注6)	すべての障害区分	最後まで泳ぎきることを目標とし、補助具やビート板などの使用を認める。
自由形 25m・50m・100m		
背泳ぎ 25m・50m・100m		
平泳ぎ 25m・50m・100m		
バタフライ 25m・50m・100m		
4×25mリレー (注7)		

- (注6) 25mチャレンジにエントリーする者は、他の種目には出場できない。
 (注7) リレーの1チームの編成は、男女混合でもよい。また、同一市町でチームが編成できない場合には、複数の市町の混成チームの出場を認める。

○ フライングディスク

ディスタンス (座位・立位)	すべての障害区分	
ディスリート・5		

○ アーチェリー

50・30mラウンド	肢体不自由 (1~6) 聴覚障害 (7) 内部障害 (8)	
30mダブルラウンド		

(注8) 部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。

○ ボッチャ

立位	肢体不自由 (1、9)	
座位	肢体不自由 (2~8、10)	

* すべての障害区分とは、「身体障害」(肢体、視覚、聴覚、内部)、「知的障害」及び「精神障害」です。

* 【競技の年齢区分】 (令和6年4月1日現在での年齢)

身体障害者 (内部障害者を含む)	12歳以下	6歳以上12歳以下の者	知的障害者	12歳以下	6歳以上12歳以下の者
	1部	13歳以上39歳以下の者		少年	13歳以上19歳以下の者
	2部	40歳以上の者		青年	20歳以上35歳以下の者
精神障害者	12歳以下	6歳以上12歳以下の者	壮年	36歳以上の者	
	1部	13歳以上39歳以下の者			
	2部	40歳以上の者			

※「12歳以下」は、陸上競技の50mチャレンジ、水泳の25mチャレンジにのみ参加可能

○山口県障害者スポーツ大会の陸上競技競技順について

陸上競技は下記の競技順にて実施する予定です。なお、申込の状況によって、競技順が変更される可能性もあります。

【競走種目】	【投擲種目】	【跳躍種目】
1 スラローム (チャレンジ)	1 ソフトボール投 (チャレンジ)	1 走高跳
2 スラローム	2 ソフトボール投	2 立幅跳 (チャレンジ)
3 400m	3 砲丸投	3 立幅跳
4 100m	4 ビーンバッグ投	4 走幅跳
5 800m	5 ジャベリックスロー	
6 50m (チャレンジ)		
7 50m		
8 200m		
9 1500m		
10 4×100mリレー		

【参考1-1】障害区分表 「令和5年度大会競技規則より」

障害区分	陸上競技		水泳		フライングディスク		アーチエリー		卓球（ソフトテニスを含む）		ボウリング		ボッチャ	
	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害
上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全 両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全 両前腕切断または、両上肢不完全 両上肢完全	3	上肢障害	1	片上肢障害	1	片上肢障害				
	2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断	4	両前腕切断または、両上肢不完全			2	両上肢障害	2	両上肢障害				
	3	両上肢不完全	5	両上肢完全					3	片下腿切断または、片下腿不完全 片大腿切断または、両下腿切断 片下腿完全または、両下腿不完全				
	4	片下腿切断または、片下腿不完全	6	片下腿切断または、片下腿不完全					4	片下腿切断または、片下腿不完全 片大腿切断または、両下腿切断 片下腿完全または、両下腿不完全				
	5	片大腿切断または、片下腿完全	7	片大腿切断または、片下腿完全					5	両大腿切断または、両下腿完全				
	6	両下腿切断	8	両下腿切断または、片大腿切断										
	7	片下腿および片大腿切断												
	8	両大腿切断または、両下腿完全												
上下肢	9	体幹	12	体幹	1	体幹	5	体幹	6	体幹				
	10	第6頸髄まで残存	13	第7頸髄まで残存	1	第8頸髄まで残存 ※車いす常用、使用	1	第8頸髄まで残存 ※車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※車いす常用、使用				
	11	第7頸髄まで残存	14	第8頸髄まで残存			2	その他の車いす ※車いす常用	8	座位バランスなし ※車いす常用、使用				
	12	第8頸髄まで残存	15	下肢麻痺で座位バランスなし										
	13	下肢麻痺で座位バランスなし	16	下肢麻痺で座位バランスあり										
	14	下肢麻痺で座位バランスあり												
	15	その他の車いす	※13~16 車いす常用											
	16	四肢麻痺で車いす使用	17	四肢麻痺（車いす常用）または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能										
	17	かけて移動	18	両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能										
	18	片上下肢または片上肢で車いす使用	19	片側障害で片上肢機能全廃			6	脳原性麻痺（いす、車いす使用を含む）	10	車いす使用				
	19	上肢で車いす使用	20	その他の片側障害で走不能										
	20	その他走不能	21	その他走可能										
	21	上肢に不随意運動を伴う走可能												
	22	電動車いす常用	22	浮具使用										
	23	視力0から0.01まで	23	視力0から0.01まで										
	24	その他の視覚障害	24	その他の視覚障害	2	視覚障害								
25	聴覚障害	25	聴覚障害	3	聴覚障害	7	聴覚障害							
26	知的障害	26	知的障害	4	知的障害									
27	ぼうこう又は直腸機能障害	27	知的障害	5	ぼうこう又は直腸機能障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害							
28	精神障害	28	ぼうこう又は直腸機能障害											

【参考1-2】障害区分の解説

■ 肢体不自由1

上肢	手部	片側および両側の手の切断
	片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断
切断	片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
	両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
機能障害	両上腕	両上腕の切断者
	片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者
機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	両上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
切断	両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
切断	片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
	両大腿	両側の下腿の切断者
機能障害	片下腿および片大腿	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
機能障害	両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
	両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者
	多肢切断	三肢以上の切断者
機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者
	片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者
体幹	両上肢不完全および両下肢不完全	両上肢不完全および両下肢不完全の者
	頸部・胸部・腰部および腰部(背柱)のみに変形がある者(背椎カリエス等)による体幹の障害が該当する【注1】	

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■ 肢体不自由2

陸上競技・ボッチャ	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
音韻損傷等	下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
	下肢麻痺で座位バランスあり	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
水泳	多肢切断(ボッチャ)	3肢以上を切断し、車いすや椅子に選った姿勢で競技する者
	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
水泳	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
	下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
水泳	下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】
	座位バランスありと判断する	座位バランスの判定は、「座位バランスありと判断する」として行う。座位バランスの判定は、「座位バランスありと判断する」として行う。

【注2】「座位バランス」の判定は、「座位バランスありと判断する」として行う。座位バランスの判定は、「座位バランスありと判断する」として行う。

【注3】(水泳)下肢の切断や火傷等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■ 肢体不自由3

陸上競技・ボッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
		四肢麻痺で車いす使用	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
脳原性麻痺	立位	片上下肢または、片上肢で車いす使用	片側の上下肢または片側の上下肢で車いすを操作する者
		片上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】
脳性麻痺	立位	その他走不能(陸上競技)	下肢器具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
		その他走不能(ボッチャ)	杖や下肢器具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
脳性麻痺	立位	上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害の上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者
		その他走可能(陸上競技)	【注5】
脳性麻痺	立位	四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
水泳	立位	両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
水泳	立位	片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で片上肢でもストローク動作も走ることが不可能な者
		その他の片側障害で走不能	片側障害で片側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
水泳	立位	その他	上肢の協調運動障害が軽度な者で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
		車いす使用	車いすを使用し競技をするすべての脳原性麻痺者
卓球	立位	杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
卓球	立位	上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
		片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注4】ハンドリムを握持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する

【注5】上肢に不随意運動を伴う走可能に該当しない杖・歩行器を用いず走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する

■ 肢体不自由4

その他	電動車いす常用(陸上・ボッチャ)	四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者
	浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹障害のある者で、浮具を使用する者
視覚障害	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障害	【注6】視力は良い方の視力(矯正視力)で判定する。視力を算出する際、光覚弁、自動弁、手動弁は視力0.01とする。
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、その他	聴覚障害	聴覚、平衡機能障害、音声・言語機能障害、その他機能障害
	聴覚障害	聴覚障害
知的障害	知的障害	知的障害
	知的障害	知的障害
内部障害	内部障害	内部障害
	内部障害	内部障害
精神障害	精神障害	精神障害
	精神障害	精神障害

